

港区景観審議会委員を募集します

区では、良好な景観の形成に関する事項について審議するため、港区景観審議会を設置しています。この度、港区景観審議会の区民委員を募集します。

対 象 区内在住・在勤・在学者で、平日の日中または夜間の会議に出席できる人
(ただし、区で設置する附属機関等の委員に既に3つ就任している人は応募できません。)

募集人数 2名

任 期 2年(令和8年4月1日～令和10年3月31日)

選 考 書類審査及び面接による選考(面接日時は書類審査を通過した人にお知らせします。)

申 込 み ■インターネットの場合
申込みフォームから申し込みください。

■郵便の場合
応募用紙に必要事項を明記の上、12月8日(月・必着)までに、
〒105-8511 港区役所都市計画課街づくり計画担当へ。

■持参の場合
港区役所6階の都市計画課街づくり計画担当へ。

※応募用紙は、都市計画課(区役所6階)で配布するほか、
港区ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.minato.tokyo.jp/matizukurikeikakutan/keikanshingikai.html>

申込みフォームはこちら



報 酬 委員には区の規定による謝礼及び交通費を支給します。

港区景観審議会の概要

1 委員構成

・学識経験者8名以内、区民3名以内の合計11名以内の委員で構成されます。

2 開催頻度

・年間2～5回程度の開催になります。(区が開催の必要性があると認めた際に、不定期で開催します。)

3 役 割

・区が景観に関する重要事項を決定する際に意見を求める、区長の附属機関です。
・具体的には、「港区景観条例」において、以下のような場合に意見を求めることになっています。

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| ○ 関係地方公共団体と協議する場合 | ○ 景観重要建造物等の指定を行う場合 |
| ○ 景観計画の策定・改定を行う場合 | ○ その他、区長が必要と認める場合 |
| ○ 個別の建築計画に対し、景観法に基づく勧告・変更命令を行う場合 | |

4 景観表彰選定審査会

・区民が愛着を持つ景観の周知(区民景観セレクション)や、良好な景観形成に寄与した建築計画等の表彰(景観街づくり賞)を目的として、港区景観表彰制度があります。

・本制度では毎年、景観審議会委員および景観アドバイザーそれぞれ数名による「景観表彰選定審査会」で審査しています。景観審議会の区民委員のうち1名の方に、この審査会の委員にも就任いただいています。



問合せ・申込み：港区街づくり支援部都市計画課街づくり計画担当(港区役所6階)

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 電話 03(3578)2210 FAX 03(3578)2239